

改正

平成19年3月30日告示第62号

平成20年3月12日告示第31号

平成22年3月29日告示第52号

平成27年3月31日告示第58号

令和2年3月13日告示第33号

令和2年7月1日告示第140号

令和4年1月14日告示第5号

令和6年3月6日告示第52号

那須塩原市指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 公の施設に係る指定管理者への検討及び指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、那須塩原市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(選定委員会の組織)

第2条 選定委員会委員は、副市長、企画部長、総務部長、市民生活部長、環境戦略部長、保健福祉部長、子ども未来部長、産業観光部長、建設部長、教育部長及び上下水道部長をもって組織する。

(委員長等)

第3条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には企画部に関する事務を所掌する副市長を、副委員長には他の副市長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(審議)

第5条 選定委員会は、市の公の施設に係る指定管理者導入の要否及び指定管理者に応募した団体の選定について審議し、市長に意見を述べるものとする。

(関係職員等の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員及び学識経験者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

附 則

この告示は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第62号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際収入役が在職する場合は、その在職中に限り、第1条の規定による改正後の那須塩原市行財政改革推進要綱第4条第1項及び第2条の規定による改正後の那須塩原市指定管理者選定委員会設置要綱第2条中「副市長」とあるのは「副市長、収入役」とする。

附 則 (平成20年3月12日告示第31号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日告示第52号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第58号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月13日告示第33号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月1日告示第140号)

この告示は、令和2年7月2日から施行する。

附 則 (令和4年1月14日告示第5号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月6日告示第52号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。